



2019年6月17日

長野労働局
局長 中原 正裕 様

最低賃金の引き上げ、労働行政の充実に関する要請

長野県労働組合連合会（県労連）
議長 細尾 俊彦

日頃から、県内労働者の権利擁護・雇用確保・労働者の地位向上などに、ご尽力いただいていることに敬意を表します。

アベノミクスによる“異次元の金融緩和”によって、大企業の内部留保は増えてきましたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けています。“雇用の流動化”が推し進められ、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が年収200万円以下というワーキング・プアに陥っています。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、自立できない人が増え、厚生労働省によれば、2017年の婚姻率は0.49%（推計値）、2016年の出生率も1.44とどちらも前年より0.01%落ち込み、少子高齢化がさらにすすみ、親の貧困が子どもたちの成長・発達を阻害する“貧困の連鎖”も深刻な社会問題になっています。

2018年の改定による地域別最低賃金は、長野県では821円です。毎日フルタイムで働いても月14万円の手取りにしかならず、これでは憲法が保障する“健康で文化的な最低限の生活”はできません。しかも、広がった地域間格差が、労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因になっています。地域経済を再生させるうえで、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1000円をめざす」として、最低賃金の引き上げをすすめています。しかし年3%の引上げでは「できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1000円をめざす」とした2010年の「雇用戦略対話」での政労使三者合意を先延ばしするだけです。いまずぐ政治的決断で、1000円以上に引き上げるべきです。

人間らしく生活できる金額の最低賃金を基本に、生活保護基準、年金、下請単価、課税最低限などを整備して、誰もがどこでも安心して暮らせる社会に転換する必要があります。2019年の最低賃金改定での大幅な引き上げを求めます。

記

1. 最低賃金については、以下のように改善すること。
 - ①地域別最低賃金は、早期に「時間額1000円」となるよう、計画的に引き上げること。
 - ②審議会や専門部会を公開すること。審議において意見陳述する機会を必ず設けること。
 - ③全国一律最低賃金制度の創設を実現すること。
 - ④労働局長は、労使の調査審議の結果をふまえて、最低生計費を満たす金額を決定すること。
2. 最低賃金審議会の委員の選任は、県労連排除の偏向を改めて、労働団体の系統の違いも配慮し公正な選出を行うこと。
3. 違法残業、違法派遣、不当解雇が後を絶ちません。指導・監督を厳重におこない、その体制を強化すること。
4. 長時間労働の規制を強化し、過労死の根絶に努めること。
5. 高度プロフェSSIONAL制度の導入を行わないこと。